

土木工事及び土木設計業務等積算基準の改定について

平成 27 年 5 月 1 日

長野市財政部契約課

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の基本理念及び発注者の責務を果たすため、担い手の中長期的な育成・確保のための費用を積算基準に反映し、適正な予定価格を設定することを目的として、土木工事積算基準及び土木設計業務等積算基準が改定されました。

この基準について、国では4月1日から、長野県では5月1日から適用されていますが、本市においては平成27年5月20日以降に入札の公告又は指名の通知(見積の依頼を含む。)を行う工事、工事に係る業務委託及び樹木の剪定等に係る業務委託から適用するものとしますので、お知らせします。